平成23年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 政策推進部

政策推進課・中核市推進室、広報広聴課、秘書課、東京事務所

3 監査実施期間 平成23年4月26日から平成23年4月27日まで

4 監査結果報告 平成23年11月25日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

共通(1)文書管理について	【 措置済 】 平成23年4月28日
→ 起案文書(支出負担行為書、支出命令書、支出負担行為書兼支出命令	│起案文書に決裁日等を記入するよう改めた。引き続き適正な文書管理
書等の会計書類)の多くに決裁日等が漏れていた。四日市市文書管理規	に努める。
程第27条に基づき、決裁日等を記入するよう改めること。	
【是正事項】	
程第27条に基づき、決裁日等を記入するよう改めること。	に労める。

【広報広聴課】

共通(1)文書管理について 起案文書(支出負担行為書、支出命令書、支出負担行為書兼支出命令 書等の会計書類)の多くに決裁日等が漏れていた。四日市市文書管理規 程第27条に基づき、決裁日等を記入するよう改めること。 【是正事項】	
(1)支出事務について イ 前金払で購入すべき市営中央駐車場定期駐車券を通常払で購入して いた。今後は前金払とし、期間満了時には四日市市会計規則第75条に 基づき、履行確認を行うよう改めること。【是正事項】	【 措置済 】 平成23年10月3日 市営中央駐車場定期駐車券について、前金払で購入し、平成23年度 上半期分の履行確認を平成23年10月3日に行った。
ル反訳業務委託、市政情報提供番組制作・放送業務委託において、仕様 書で毎月払いと定めているが、数か月分をまとめて支払っている事例が	【 措置済 】 平成23年4月28日 外国語(ポルトガル語)版広報作成業務、市政情報提供番組制作・放送業務委託については、仕様書に定める毎月払いでの執行とするよう努めた。定例記者会見等音声ファイル反訳業務委託については、業者の請求行為の遅滞があったためそれを指摘し、早急な請求書の提出を促した。今後はさらに仕様書に基づく請求行為の円滑な遂行を促すように努める。

(2)契約事務について 印刷物の契約に伴う見積書に日付漏れが散見された。見積書は契約の 根拠となるものであるので、不備のない見積書の提出を求めるよう改め ること。【是正事項】	
(3)現金等管理について ア 駐車券受払簿において、前年度からの繰越枚数が記入されておらず、年間の受入枚数も計算が誤っていた。正確な受払簿の作成を行うよう改めること。【是正事項】	【 措置済 】 平成23年4月28日 前年からの繰越枚数、月計、累計を記載し、都度都度に確認をしながら、正確な受払簿の記載を行うこととした。
	【 措置済 】 平成23年4月28日 平成22年10月5日開催の「金券をはじめとする公金取り扱いの適 正管理についての説明会」で指示されたとおりの取り扱いに従い、他部 署へ移管した。
(4) 備品管理について ア 備品ラベルが貼られていないものや、備品台帳に記載された設置場 所と異なる場所に設置されているものが見受けられた。四日市市会計規 則第149条に基づき、備品には所定の表示を行うとともに、備品台帳 には正確な設置場所を記入するよう改めること。【是正事項】	り、適切な備品管理に努めることとした。
イ 委託料により取得した記者会見用バックボードが備品として台帳登録されていなかった。取得や処分等の保管状況を明確にするために備品として台帳管理を行うよう改めること。【是正事項】	
イ 執務日誌において、記録事項に不足(天候欄の欠落)が見受けられたので、四日市市役所処務規程第8条に定める様式に基づき、適正な記録を行うよう改めること。【是正事項】	【 措置済 】 平成23年4月28日 執務日誌には記録事項に不足のないように、天候欄へも漏れなく記載 した。

(6)職員関係について

や申請日や決裁日が漏れているもの、通勤届の認定日がないものなどがした。 |散見された。雇用手続きに不備がないよう、適切な事務処理を行うこ と。【是正事項】

【 措置済 】 平成23年4月28日

ア 臨時職員の雇用に関する決裁において、雇用日数に誤りがあるもの 臨時職員の雇用に関する決裁に誤りがないように適正に記載し、決裁

【秘書課】

共通(1)文書管理について

|書等の会計書類)の多くに決裁日等が漏れていた。四日市市文書管理規|に努める。 程第27条に基づき、決裁日等を記入するよう改めること。

【 措置済 】 平成23年4月27日 起案文書(支出負担行為書、支出命令書、支出負担行為書兼支出命令 起案文書に決裁日等を記入するよう改めた。引き続き適正な文書管理

【是正事項】

【東京事務所】

(1)支出事務について |市会計規則第75条の規定に基づき、契約期間満了後に履行確認を行う||うよう徹底した。 よう改めること。【是正事項】

【 措置済 】 平成23年4月8日

前金払で支出した定期刊行物やNHK受信料等については、四日市 指摘内容の履行確認を行った。今後は契約期間満了時に履行確認を行

【 措置済 】 平成23年6月17日

がないものが見受けられた。四日市市予算の編成及び執行に関する規則指摘を受けたため、今年度から財政経営課の合議を受けるよう改善を 第27条第1項第7号に基づき、決裁にあたり財政経営課の合議を受け行った。次年度以降も事務処理を適正に行う。 るよう改めること。【是正事項】

イ 各種団体に対する負担金について、予算執行伺に財政経営課の合議 各種団体に対する負担金の決裁の際、財政経営課の合議を受けるよう

平成23年度 定期監査結果(意見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 政策推進部

政策推進課・中核市推進室、広報広聴課、秘書課、東京事務所

3 監査実施期間 平成23年4月26日から平成23年4月27日まで

4 監査結果報告 平成23年11月25日

監査の結果(意見)

措置(具体的内容)・対応状況

【政策推進課・中核市推進室】

【政策推進課・中核市推進室】	
共通(1)時間外勤務の縮減について	【 継続努力 】 平成24年5月25日
時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。また、特	職員間の相互連携、応援体制の強化などを図ったが、平成23年度に
定の職員に業務の集中が見られるので、職員間での応援体制や事務分担	おいても一部職員について年間360時間を超える結果となった。昨年
の適正化・平準化を図り、職員の健康管理の面から、なお一層、時間外	度以上の取り組みを進め、今後も縮減に向け努力していく。
勤務の縮減に向けた取組みに努めること。【要望事項】	
	【 継続努力 】 平成24年11月26日
	継続的に職員間の相互連携、応援体制の強化などを図っており、月に
	よっては前年同月の時間外勤務を下回ることができたが、全体的には時
	間外勤務の縮減達成には至っていない。引き続き事務分担の適正化・平
	準化等にも努め、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを強化する。
共通(2)負担金について	【 継続努力 】 平成24年5月25日
	一部団体の負担金について削減に向けた働きかけを行い、見直しが行
	われているところだが、その他団体の負担金も含め、引き続き更なる見
が有効に活用されるよう、また、負担金のさらなる見直しについて総会	直しを行うよう働きかけていく。
等の場において働きかけること。【改善事項】	
	【 継続努力 】 平成24年11月26日
	負担金(年会費)収入を上回る繰越金がある団体について、機会ある
	ごとに見直しを行うよう継続的に働きかけを行っている。負担金(年会
	費)算出方法の見直しが行われたうえでの請求が早期になされるよう、
	今後も働きかけを行っていく。
(1)文書管理について	【 措置済 】 平成23年4月28日
	復命書については、簡易決裁で処理することのないよう改め、視察の
	成果については積極的に所感等を記載し、今後の業務に役立てるよう努
的に所感又は意見として記録し、今後の事務執行に役立てるよう改める	めている。
こと。【改善事項】	

【広報広聴課】

共通(2)負担金について

平成23年8月5日 【 措置済 】

各種団体に対する負担金(年会費)の見直し等を一部行っているが、ま 負担金収入を上回る繰越金のあった日本広報協会の事務局に対して、 だ、負担金収入を上回る繰越金がある状況が見受けられるので、負担金|運営を見直した上での負担金の減額、もしくは負担金の更なる有効活用 |が有効に活用されるよう、また、負担金のさらなる見直しについて総会|を文書にて申し入れた。 等の場において働きかけること。【改善事項】

(1) 主要事業の目標設定について

平成23年4月28日 【 措置済 】

|述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成||指標に変更した。 度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の 設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標 値の達成を図るため、課としての具体的な取り組み内容と関連づけた根 拠に基づき設定するよう改めること。【改善事項】

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な手段を記│業務棚卸表の様式変更に伴い、課の業務と直接関連のある成果・活動

(2)広報広聴活動について

ア 広報活動は各種の媒体を通じて行われているが、広報紙、インター

平成23年6月22日

|ネット、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど異なる媒体ごとの特性||市市政や施策に関する情報を市民にわかりやすく、また効果的に発信、 に応じて想定する対象者の範囲や発信する情報内容の検討を行い、より提供する方法について議論を重ね、広報紙、ホームページなどのリ 効果的で市民にとってメリットの高いものとなるよう努めること。

平成23年6月に設置した「四日市市広報戦略会議」において、四日 ニューアルを順次行っている。

【要望事項】

イ 広聴活動については、市政アンケートの実施方法やインターネット アンケートモニターの募集方法などを引き続き検討し、若年者層も含めは、設問数や設問内容などの見直しをして回収率アップを、「インター 幅広く市民の意見を聴取できるような体制づくりに努めること。

【 検討中 】 平成24年5月25日

幅広い市民からの意見を聴取できるように、「市政アンケート」で ネットアンケートモニター」では、登録者数を増加するための新しい媒 体での募集方法を検討している。

【要望事項】

平成24年10月12日 【 措置済 】

幅広い市民からの意見を聴取できるように、「市政アンケート」で は、設問数を整理削減し、設問内容を箇条書きにするなどの見直しを |行った結果、今年度の回収率は1.7ポイントの増となった。また、「イ ンターネットアンケートモニター」では、新たにツイッターや地区広報 │による募集を行うなど、引き続き、登録者数の増加を図るため、各種媒 体の活用を図っていく。

(3)パブリックコメントについて

【 措置済 】 平成23年4月28日

|画を推進することを目的としているが、対象となる案件には専門的なも|た担当課には、市民が意見の提出をしやすいように、計画(案)等の説 |のも含まれることから、公表する内容は、基本的に計画等の案だけでな||明会を開催したり、概要をまとめた分かりやすい資料なども併せて提供 く、その趣旨、概要などを説明する資料も併せて公表し、市民にとってするように指導している。 分かりやすく、正確かつ十分な情報となるよう努めること。

市民から募集した意見を市の政策形成に反映させ、市民の市政への参 政策法務委員会の協議で、パブリックコメントを実施することになっ

【要望事項】

(4)1者単独随意契約について

するとともに、作業内容や作業人員など委託する業務内容に不要な業務関集作業務」は、デザイン制作のみをプロポーザル方式にて委託業者を選 |が発生していないか、また、毎年同一業者と契約している場合は年毎の|定し、取材・編集は職員自らが行うことし、また「市政情報番組制作・ 習熟度アップなど効率化が見込めるものはないかなどを精査して、委託|放送業務」も、制作と放送に分けて、制作についてはプロポーザル方式 金額の抑制を図ること。【改善事項】

【 措置済 】 平成23年12月20日

経済性の観点から常にコスト意識をもち、他市の類似例の情報も収集 平成23年度に委託業務の見直し等を行い、「広報よっかいち編集・ にて委託業者を選定するなど、内容を精査した。

また、契約交渉力を強化するため、 契約条項を精査できる法的専門 指摘事項に関して、庁内全般にわたる研修の場を調達契約課が音頭を |能力、 | 委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能||とって作るように具体的に取り組むとともに、管理監督者のマネジメン 力、 価格交渉を徹底するための原価計算能力などを備えた人財を早期 ト能力の向上を図る。 に養成すること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成24年5月25日

平成24年11月26日 【 継続努力 】

指摘事項に関して、庁内全般にわたる研修の場を調達契約課が音頭を とって作るように具体的に取り組むとともに、管理監督者のマネジメン ト能力の向上を図る。

(5)負担金について

以外の者が監査し署名している。不適切であるので協議会に申し入れる|行い、署名するように申し入れた。 こと。【改善事項】

【 措置済 】 平成23年4月28日

三重県都市広報協議会の決算書に添付された監事報告には、毎年監事 三重県都市広報協議会の事務局に、決算書の監査は、必ず監事本人が

(6) 文書管理について

参考となる事柄があった場合には、積極的に所感又は意見として記録の参考とするよう職員に周知した。 し、今後の事務執行に役立てるよう改めること。【改善事項】

【 措置済 】 平成23年4月28日

- 復命書に所感の記入がないものが散見された。出張先において本市の | 復命書については、研修の成果として積極的に所感等を記載し、業務

【秘書課】

共通(1)時間外勤務の縮減について

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。また、特 定の職員に業務の集中が見られるので、職員間での応援体制や事務分担 |の適正化・平準化を図り、職員の健康管理の面から、なお一層、時間外 |勤務の縮減に向けた取組みに努めること。【要望事項】

【 継続努力 】 平成24年5月25日

職員間の相互連携、応援体制を強化したものの、平成23年度は 360時間を超える職員が一部発生した。しかし、平成24年度4月実 て縮減に努めていきたい。

平成24年11月26日

秘書課業務の性質上、随行業務が時間外や休日に及ぶことが多く、特 定の職員に集中しているが、平成24年度下半期からはできる限り交代 するように努めている。今後はさらに職員間の相互連携、応援体制を強 化し、時間外勤務の縮減に努めていきたい。

(1)業務棚卸表の指標について

秘書業務はスケジュール管理や来客応対が主であるが、情報収集、文 |書の整理整頓等を行い、トップが本来の業務に集中できるようサポート |討していきたい。 をすることも必要である。秘書課の活動指標として、「適切、正確な執 |務補助」の目標が「適切処理」ということであるが、目標としては、よ り具体的なものに改めること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成24年5月25日

業務の性質上、数値目標を立てるのは難しいが、より適切な指標を検

【 継続努力 】 平成24年11月26日

平成24年度の業務棚卸表の更新時に課内で議論したが、適切な指標 が設定できなかった。今後も継続して、より適切な指標を検討していき たい。

【東京事務所】

共通(2)負担金について

- 各種団体に対する負担金(年会費)の見直し等を一部行っているが、ま │ 中部圏研究会においては平成 2 3 年度に30,000円から24,000円に減 だ、負担金収入を上回る繰越金がある状況が見受けられるので、負担金額、また都市東京事務所長会においても平成24年度より25,000円を |が有効に活用されるよう、また、負担金のさらなる見直しについて総会|24,000円に減額している。今後も負担金のさらなる見直しを提案してい **|等の場において働きかけること。【改善事項】**

【 継続努力 】 平成24年5月25日

【 措置済 】 平成24年6月28日

都市東京事務所長会負担金は、平成24年度から25,000円が24,000円 に減額となった。今後も各団体の繰越金状況を確認しながら、負担金の さらなる見直しを提案していく。

(1)シティセールスについて

|魅力を P R するイベントを都内で実施しているが、食や特産品の紹介の|市市ゆかりのバイオリニストによるミニコンサートや全国高校サッカー │みならず、環境改善や産業観光などのアピールについても戦略的に取り│準優勝の四日市中央工業高校サッカー部の写真展示等、音楽やスポーツ 組むよう努めること。【要望事項】

【 継続努力 】 平成24年5月25日

東京事務所では、本市の都市イメージ、知名度の向上のため、本市の 平成24年2月にモザイク銀座阪急イベントスペースにおいて、四日 といった文化面のPRも行い、四日市市のイメージ及び認知度向上に努 めている。今年度も継続して行っていく。

【 継続努力 】 平成24年11月26日

昨年度に引き続き、平成24年7月に銀座で、四日市市ゆかりのバイ オリニストによるミニコンサートやまつり、花火、工場夜景の紹介、伊 |勢茶の P R を行うなど、文化面・観光面の魅力についてもアピールし た。また、今年度は新たに東海地方6都市(名古屋市・豊橋市・豊田 市・岐阜市・津市・四日市市)が連携して、情報発信力の高いイベント を開催する予定である。

【 継続努力 】 平成24年5月25日

|市のカラーを出すとともに、展示がマンネリ化しないよう定期的に内容|ナーの配布物を常に最新の状態にしていくよう努めている。 を変更するなど改めること。【改善事項】

また、都市センターホテル1階の市町村紹介コーナーについては、本 新しい観光パンフレットやイベント情報が入り次第、市町村紹介コー

【 措置済 】 平成24年7月2日

掲示ポスターの入れ替えや新しい観光パンフレットの更新・補充を 行っている。市町村紹介コーナーの配布物が常に最新の状態となるよう 取り組んでいる。

(2)業務棚卸表の指標について

|任月数を活動指標としているが、業務棚卸表の活動指標についてはその|除し、首都圏での魅力発信回数に修正を行った。 |成果が評価しやすいように改めること。【改善事項】

(3)地域活性化アドバイザーについて

文化・メディア分野や産業分野で 2 名の地域活性化アドバイザーを委 より実効性のあるシティセールスを官民あげて推進するため、人的 |嘱しているが、本市にゆかりのある方々との人的ネットワークを広げる|ネットワークについてはアドバイザーをはじめ、文化人、企業関係者等 とともに、観光大使などシティセールスの核となる人材を早期に発掘しに関係を拡げており、引き続き拡充していく。 て本市からの情報発信に努めること。【要望事項】

【 措置済 】 平成23年4月28日

シティセールス事業を推進するにあたり、地域活性化アドバイザー専 平成23年度に業務棚卸表の見直しに伴い、専任月数の活動指標は削

【 継続努力 】 平成24年5月25日

【 継続努力 】 平成24年11月26日

より実効性のあるシティセールスを官民あげて推進するため、人的 ネットワークについてはアドバイザーをはじめ、文化人、企業関係者、 メディア等に関係を拡げており、引き続き拡充していく。さらに、観光 大使条例施行に伴い、観光大使の協力なども得ながら首都圏での魅力発 信に努めていく。